

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国増値税のゼロ税率と免税

今回は、中国企業が行う外国企業向けの役務提供取引に関する中国増値税の取り扱いについて、事例を基に解説します。

1. 事例

中国法人 A 社は日本法人甲社の 100%子会社であり、甲社の販売する製品の設計を主たる事業としています。甲社はアジア諸国の協力工場に製品の製造を委託し、米国およびヨーロッパ市場で販売しています。このたび、甲社は中国市場の潜在需要を調査するため、A 社に市場調査を委託し、市場調査費を支払いました。中国では、A 社が収受する設計収入および市場調査収入に対して、増値税はどのように課税されるのでしょうか？

2. 外国法人に対する役務提供にかかる増値税の取り扱い

増値税は、中国国内において役務の提供を行う企業に対して課税されます。ただし、外国法人に対する次に掲げる役務提供取引および無形資産取引のうち、完全に海外において消費されるものについては、ゼロ税率または免税の取扱いが適用されます。

ゼロ税率	免税
① 研究開発サービス	① 電信サービス
② 契約エネルギー管理サービス	② 知的財産権サービス
③ 設計サービス	③ 物流補助サービス（倉庫サービス・集配サービスを除く）
④ テレビラジオ放送・映画の制作、配給サービス	④ 鑑定コンサルティングサービス
⑤ ソフトウェアサービス	⑤ 国外放送の広告サービス
⑥ 電路の設計及び測定サービス	⑥ 専門技術サービス
⑦ 情報システムサービス	⑦ 商務補助サービス
⑧ 業務フロー管理サービス	⑧ 無形資産
⑨ オフショアアウトソーシングサービス	⑨ 金融管理業務サービス
⑩ 技術の譲渡	

ゼロ税率とは、売上に係る税率をゼロとして、仕入に係る増値税額の控除を認めるものであり、日本の消費税の輸出免税に相当します。免税とは、取引自体を増値税の対象から除いたうえで、それに対応する仕入に係る増値税額の控除を認めない取扱いであり、日本の消費税の非課税に類似します。

本事例の場合、中国 A 社が提供する設計収入および市場調査収入のいずれに対しても増値税は課税されませんが、設計収入はゼロ税率の対象となり、その収入に対応する仕入税額は控除又は還付の対象となります。一方、市場調査のような商務補助サービス収入は免税であるため、対応する仕入れ税額控除を受けられません。

お見逃しなく！

「全て国外消費」とは、実際にサービスの提供を受ける者が国外に所在し、又は無形資産がすべて国外で使用され、かつ国内の貨物及び不動産と関係がないことを指します。したがって、本文の事例における甲社が、A 社から提供を受けた設計図面を、中国企業が中国国内で製造する製品または不動産に使用した場合には、ゼロ税率が適用されないことに留意する必要があります。

¹中国国内で物品の販売・輸入、無形資産の販売または役務の提供をする団体と個人に対して課される附加価値税であり、日本の消費税に相当する税金です。